犬山市大字善師野地先から岐阜県加茂郡白川町坂ノ東地先まで	〃	四十一号	〃
岐阜市茜部新所地先から郡上市白鳥町向小駄良地先まで	〃	百五十六号	〃
郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾地先から同市白鳥町向小駄良字内田地先まで	〃	百五十八号	〃
大垣市楽田町地先から海津市南濃町境地先まで	〃	二百五十八号	〃
下呂市金山町金山地先から飛騨市神岡町谷地先まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所	四十一号	〃
富士市中里地先から藤枝市谷稲葉地先まで	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所	一号	〃
静岡市清水区興津中町地先から富士宮市内房地先まで	〃	五十二号	〃
富士市青島町地先から富士宮市根原地先まで	〃	百三十九号	〃
静岡県田方郡函南町桑原地先から沼津市植田地先まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所	一号	〃
静岡県駿東郡小山町須走地先から御殿場市東山地先まで	〃	百三十八号	〃
静岡県駿東郡小山町小山地先から沼津市大岡地先まで	〃	二百四十六号	〃
藤枝市谷稲葉地先から湖西市白須賀地先まで	中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所	一号	〃
豊橋市東細谷町地先から弥富市小島町地先まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所	〃	〃
名古屋市熱田区神宮地先から春日井市内津町地先まで	〃	十九号	〃
名古屋市熱田区神宮地先から一宮市北方町地先まで	〃	二十二号	〃
豊橋市東細谷町地先から豊川市為当町地先まで及び蒲郡市清田町地先から弥富市富島町地先まで	〃	二十三号	〃
名古屋市東区泉地先から犬山市大字善師野地先まで	〃	四十一号	〃
名古屋市天白区植田西地先から豊田市大野瀬町地先まで	〃	百五十三号	〃
名古屋市中川区富田町大字江松地先から清須市春日長久寺地先及び名古屋市緑区有松南地先を経て東海市新宝町地先まで並びに愛知県海部郡飛島村木場地先から名古屋市中川区富田大字江松地先まで	〃	百五十五号	〃
桑名市長島町東殿名地先から亀山市関町大字坂下地先まで及び三重県三重郡川越町大字南福崎地先から四日市市大矢知町地先まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所	三百二号	〃
三重県桑名郡木曽岬町大字川先地先から伊勢市宇治浦田地先まで、鈴鹿市稲生町地先から同市徳田町地先まで及び津市河芸町大字北黒田地先から松阪市小津町地先まで	〃	二十三号	〃
四日市市大字塩浜地先から亀山市関町新所地先まで	〃	二十五号	〃
伊勢市通町地先から松阪市小津町地先まで	〃	四十二号	〃
桑名市多度町柚井地先から同市大字小貝須地先まで	〃	二百五十八号	〃
松阪市小津町地先から三重県南牟婁郡紀宝町成川地先まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所	四十二号	〃
長野県木曽郡南木曽町田立地先から塩尻市大字広丘高出地先まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所	十九号	〃
長野県下伊那郡根羽村日向地先から飯田市松尾上溝地先まで	〃	百五十三号	〃

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長浜市高月町高月字黒田一一七六番から同市高月町高月字六ノ坪一三四三番まで	前	一〇・三三～一四・三八メートル
	後	一二・七三～一四・三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長浜市高月町高月字黒田一一七六番から同市高月町高月字六ノ坪一三四三番まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月二十九日

○近畿地方整備局告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博